

姫路市立砥堀小学校いじめ防止基本方針

1. 学校の基本的な考え方

いじめは、すべての児童に関係し、すべての学校で起こり得るものである。いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為であり、楽しく豊かな学校生活を送る権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのある決して許されない行為である。

本校では、「いのちあるものを慈しみ、心豊かでよりよく生きる児童の育成—笑顔あふれる美しい学校—」の本校教育目標のもと、「人に優しくいのちを大切にする子」「励まし合い体を鍛える子」「よく考え、進んで学ぶ子」の育成をめざしている。学校・家庭・地域社会・関係機関と連携し、すべての児童が、安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止に努める。また、「子どもの変化を敏感に察知」し、早期発見にも努める。いじめを認識した場合には、問題を軽視することなく、迅速且つ組織的に対応するため、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

「学校いじめ防止基本方針」は、いじめの未然防止、いじめの早期発見・早期対応、組織的対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめ防止全体にかかる内容について実効性をもつよう、具体的な実施計画や実施体制を定める。

2. いじめの定義・基本理念

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることはなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。また、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対応チーム等の校内組織を活用して行う。

『いじめ防止対策推進法』

いじめは、全ての児童に関係し、全ての学校で起こり得るものであることを十分に認識した上で、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることをめざさなければならない。けんかやふざけ合いであっても、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。いじめ問題に取り組むにあたっては、

「いじめ問題にはどのような特質があるか」を十分に認識し、日々の「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組まなければならない。

以下は、いじめについての基本的な認識である。

- ①いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に危険が生じる。
- ⑥いじめはその態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

いじめは学校・家庭・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見・早期対応に取り組むことが重要である。

3. 学校におけるいじめ防止等のための指導体制・組織的対応

(1) 本校の指導体制

- いじめ問題の取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める。
- 児童一人一人をより深く理解するために、普段から児童と関わりをもち、何で話し合える関係づくりや、子どもたちのちょっとした変化や些細な言動にも気づくことができるよう心がける。また、保護者との連絡を密にして、児童の問題の未然防止、早期発見に努め、協力して指導にあたる。
- 学校内外を問わず児童の諸問題を、自分のクラスの問題として一人で抱え込まず、全職員の問題として共通理解し、協力協働体制で対応にあたる。
 - ◇生徒指導は『SOS』
 - S…Speed（対応の速さ）
 - O…Open（一人で抱え込まない）
 - S…Sense（適切な指導）
- 月1回全職員で生活指導委員会を行い、情報を全職員で共通理解するとともに、普段から尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる風通しのよい心の通い合う学校づくりを推進する。
- 見落とされたり、軽微なものとして認識されなかったりする「いじめ事案」がないか、共通理解することで、多くの職員が目で見えていく。

（いじめの積極的な認知）

(2) いじめ防止のための校内組織

ア 学級担任等が一人で抱え込むことなく、学校全体で取り組む組織的な対応をするため、中核となる「いじめ対応チーム」を設置する。

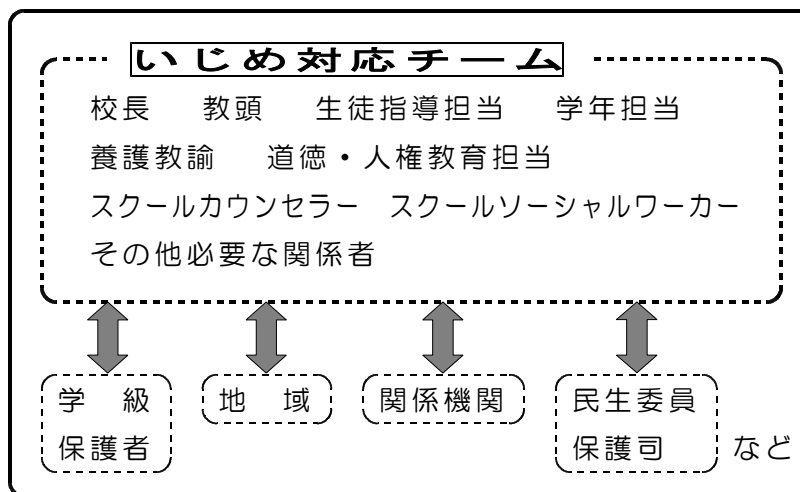
イ いじめ対応チームの構成

校長 教頭 生徒指導担当 学年担当 養護教諭 道徳・人権教育担当
スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー その他必要な関係者

ウ いじめ対応チームの具体的な役割

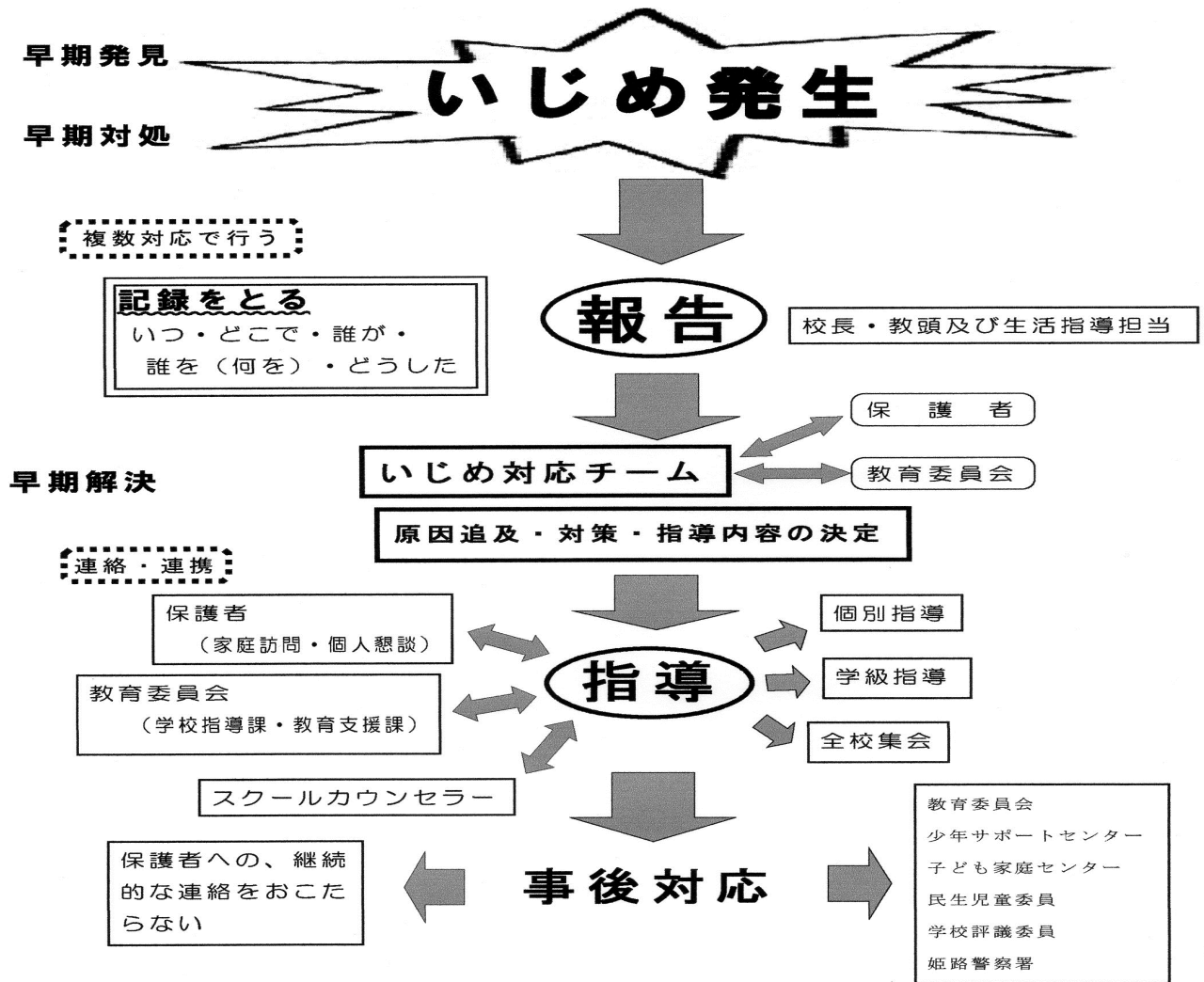
- ①学校いじめ防止基本方針・いじめアンケートの点検や見直し
- ②いじめ防止対策のための年間計画の作成・計画の実施
- ③いじめに関する児童、保護者及び地域への啓発
- ④いじめの相談・通報窓口としての役割とその周知
- ⑤いじめの情報や問題行動等にかかる情報の収集と記録
- ⑥いじめの情報やいじめが疑われる情報があったときの迅速な対応
- ⑦いじめ防止等についてP D C Aサイクルによる検証・改善
- ⑧いじめ対応チームのシステムが有効に機能しているか等の見直し
- ⑨事実関係の把握といじめか否かの判断
- ⑩児童に対する指導体制・対応方針の決定

【日常の校内体制】



- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応に関する取組
- ・児童の情報収集、情報交換
- ・いじめに関するアンケートの実施・検討
- ・要配慮児童（学習・生活・友達関係等）の把握・支援の検討
- ・児童、保護者及び地域への啓発
- ・いじめ防止対策のための年間計画の作成・実施

【いじめ問題発生時の流れ】 ※『早期発見・早期対応・早期解決』



4. いじめの未然防止に関する取組 ～いじめを生まない土壌づくり～

(1) 学校教育活動全体を通じた豊かな心の育成

自分を大切にするとともに他者の大切さを認め、お互いの人格を尊重し合うなど、豊かな心や人間関係を結ぶ力を育む教育を推進することで、いじめを生まない土壌造りに努める。

本校では、

- 一人一人がいきいきと輝く学級集団をつくる。
- 基礎・基本の確実な定着と自ら課題を見つけ、進んで解決する力を育てる指導方法の工夫と授業を創造する。
- いのちを大切にし、思いやりの心を育てる。
- 保護者・地域との連携を図り、開かれた学校をつくる。
- 人権教育の充実
 - ・いじめは相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではないことを理解させる。
 - ・人の痛みを思いやることができるよう生命尊重の精神や人権感覚を育てるとともに、人権意識の高揚を図る。

○道徳教育の充実

- ・未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業を活用する。

○体験活動の充実

- ・集団活動や地域の大人たちとの交流などを通して、豊かな人間性と社会性を育む。
- ・学校、家庭、地域が一体となって心の教育の充実を図る。

○コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ・兄弟ペア遊び、児童集会、砥堀っ子フェスティバル等の活動を通して、「相手の気持ちを思いやる」ことや集団の一員としての自覚や自信を育み、互いに認め合える人間関係づくりを進める。

以上のことを努力目標に掲げ、児童に成就感や達成感を味わえるような、「わかる授業」の創造に努める。また、「いのちの大切さ」を実感させる取組を進め、道徳教育・人権教育の充実を図る。様々な活動を通して、児童一人一人の内面を理解し、いじめを決して許さないという認識を徹底させ、心豊かで、主体的にいきいきと活動し、自分の思いを表現できる児童の育成を、教育活動全体を通して行う。

(2) 自尊感情・自己有用感の育成（ライフスキルプログラムの活用）

家庭や地域の方々の協力を得ながら、すべての児童が「認められている」「満たされている」という思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、他者の役に立っていると感じ取る機会を提供する。また、ライフスキル教育を実施し、様々なスキル学習を通して、いじめ等の問題行動を未然に防止するとともに、開発的・予防的生徒指導の推進を図る。さらに自己有用感の高揚を図るとともに、困難な状況を乗り越えるような体験を設け、自己肯定感を高め、健全な自尊感情を形成するように努める。

(3) 確かな学力の育成

ア 児童に確かな学力を身につけさせるため、基礎・基本の定着と自ら課題を見つけ、進んで解決する力を育てる。

○ミニテストによる、漢字・計算の繰り返し練習の実施

イ 児童の能力や適性、興味・関心等、一人一人の状況を的確に把握し、「わかる授業」の展開を推進する。

○積極的に授業改善に取り組む

○ICT機器やデジタルコンテンツ等を積極的に活用する

○個の能力・特性に応じた学びや児童同士での協働的な学びを充実させる

ウ 小中一貫教育を推進し、連続性のある指導を通して、「学力の向上」と「人間関係力の育成」を図る学力の向上を図る。

○計算・九九検定・漢字検定の実施（小中一貫教育増位中ブロックとしての取組）

(4) 校内生活指導

①基本的生活習慣の指導

②「学校での約束」の徹底・・・『とほりっ子のきまり』（全家庭に配布）

③月目標の徹底・・・『あいさつじゃんけん』などの取り組みから習慣化へ

④長期休業前の生活指導

(5) 学校評価

学校いじめ防止方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

◆◆早期発見のためのチェックリスト◆◆

記入日 年 月 日 ()

いじめが起こりやすい・起きている集団	
<input type="checkbox"/> 朝いつも誰かの机がまがっている <input type="checkbox"/> 教職員がいないと掃除がきちんできできない <input type="checkbox"/> 個人の掲示物が破れていたり落書きがあったりする <input type="checkbox"/> グループ分けをすると特定の子供が残る <input type="checkbox"/> 班にすると机と机の間に隙間がある <input type="checkbox"/> 特定の子供に気を遣っている雰囲気がある <input type="checkbox"/> 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子供がいる <input type="checkbox"/> 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある <input type="checkbox"/> 些細なことで特定の子供を誹謗中傷するグループがある <input type="checkbox"/> 授業中、教師にわからないように手紙を回す子供がいる	
いじめられている子	
<input type="checkbox"/> 日常の行動・表情の様子 <input type="checkbox"/> わざとらしくはしゃいでいる <input type="checkbox"/> おどおどしている <input type="checkbox"/> いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている <input type="checkbox"/> 下を向いて視線を合わせようとしない <input type="checkbox"/> 顔色が悪く、元気がない <input type="checkbox"/> 早退や一人で下校することが増える <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が多い <input type="checkbox"/> 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる <input type="checkbox"/> 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする <input type="checkbox"/> 授業中・休み時間 <input type="checkbox"/> 発言すると友だちから冷やかされる <input type="checkbox"/> 一人でいることが多い <input type="checkbox"/> 班編成のときに孤立しがちである <input type="checkbox"/> 教室に遅れて入ってくる <input type="checkbox"/> 学習意欲が減退し、忘れ物が増える <input type="checkbox"/> 教職員の近くにいたがる <input type="checkbox"/> 教職員がほめると冷やかされたり、悪口を言われたりする <input type="checkbox"/> 給食時 <input type="checkbox"/> 好きな物を他の子供にやっている <input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらをされる <input type="checkbox"/> 他の子供の机から机を少し離している <input type="checkbox"/> 食事の量が減っている <input type="checkbox"/> 清掃時 <input type="checkbox"/> いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている <input type="checkbox"/> 一人離れて掃除をしている <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる <input type="checkbox"/> 持ち物や机、棚に落書きをされている <input type="checkbox"/> 持ち物が壊されたり、隠されたりする <input type="checkbox"/> 服が汚れていたり、靴の跡がついていたりしている <input type="checkbox"/> ポタンがとれたり、ポケットが破れたりしている <input type="checkbox"/> 手や足に擦り傷やあざがある <input type="checkbox"/> けがの状況と本人が言う理由が一致しない <input type="checkbox"/> 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする	
いじめている子	
<input type="checkbox"/> 多くのストレスを抱えている <input type="checkbox"/> 家や学校で悪者扱いされていると思っている <input type="checkbox"/> あからさまに教職員の機嫌をとる <input type="checkbox"/> 特定の子供にのみ強い意識をもつ <input type="checkbox"/> 教職員によって態度を変える <input type="checkbox"/> 教職員の指導を素直に受け取れない <input type="checkbox"/> グループで行動し、他の子供に指示を出す <input type="checkbox"/> 他の子供に対して威嚇する表情をする <input type="checkbox"/> 活発に活動するが他の子供にきつい言葉をつかう	

5. いじめの早期発見・早期対応に関する取組 ～子どもの変化を敏感に察知～

いじめは、全ての児童に関係し、全ての学校で起こり得るものであることを十分に認識した上で、全教職員が児童一人一人をより深く理解するために、普段から児童と関わりをもち、何でも話し合える関係づくりや、小さな変化にも気づくことができるよう心がける。また、保護者との連絡を密にして、「早期発見」に取り組むとともに、

いじめが認識された場合の「早期対応」に的確に取り組まなければならない。

いじめの兆候を発見したときは、法第23条1項に基づき、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめの情報を得たときには、迅速にいじめ対応チーム等の校内組織に報告し、組織的に対応しなければならない。

【早期発見】 ～いじめの積極的な認知を～

(1) 児童の実態把握・児童理解を深める

- ①心理的な面（嗜好・考え方・性格等を観察・日記・話合い等）
- ②社会的な面（集団での人間関係・学級・家庭・地域・クラブチーム等）
- ③歴史的な面（生育歴・過去の出来事等）
- ④いじめ実態調査（学期に1回実施）

○アンケート調査の実施にあたっては、記名・無記名、または選択・併用等のほか、生活実態調査も含めるなど、子どもたちが記入しやすい形式で実施する。

⑤スクールカウンセラー・養護教諭等との連携

(2) 教職員の共通理解

- ①全職員で生活指導委員会を実施し、情報を共有する。
- ②「学校での約束」を全職員が確認しあい、指導にあたる。
- ③職員間の情報交換・報告・連絡・相談を密にする。
- ④問題行動が発生した場合は速やかに報告する。

○原則として複数で対応にあたる。

○問題行動・長期欠席児童の対応・家庭訪問等を行ったときには、共有フォルダのファイルに記録し、全教職員がいつでもに閲覧できるようにする。

⑤学年や学年団において、児童の実態について適宜話し合いをもつ。

○はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させる。

○いじめを見ていた児童にも、自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持たせるよう指導する。

⑥いじめ解消について

○心理的または物理的な影響を与える行為がやんでいる状態が少なくとも3ヶ月は継続していること。

○いじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが、本人およびその保護者への面談等により確認されていること。

(3) 校外生活指導・校外補導

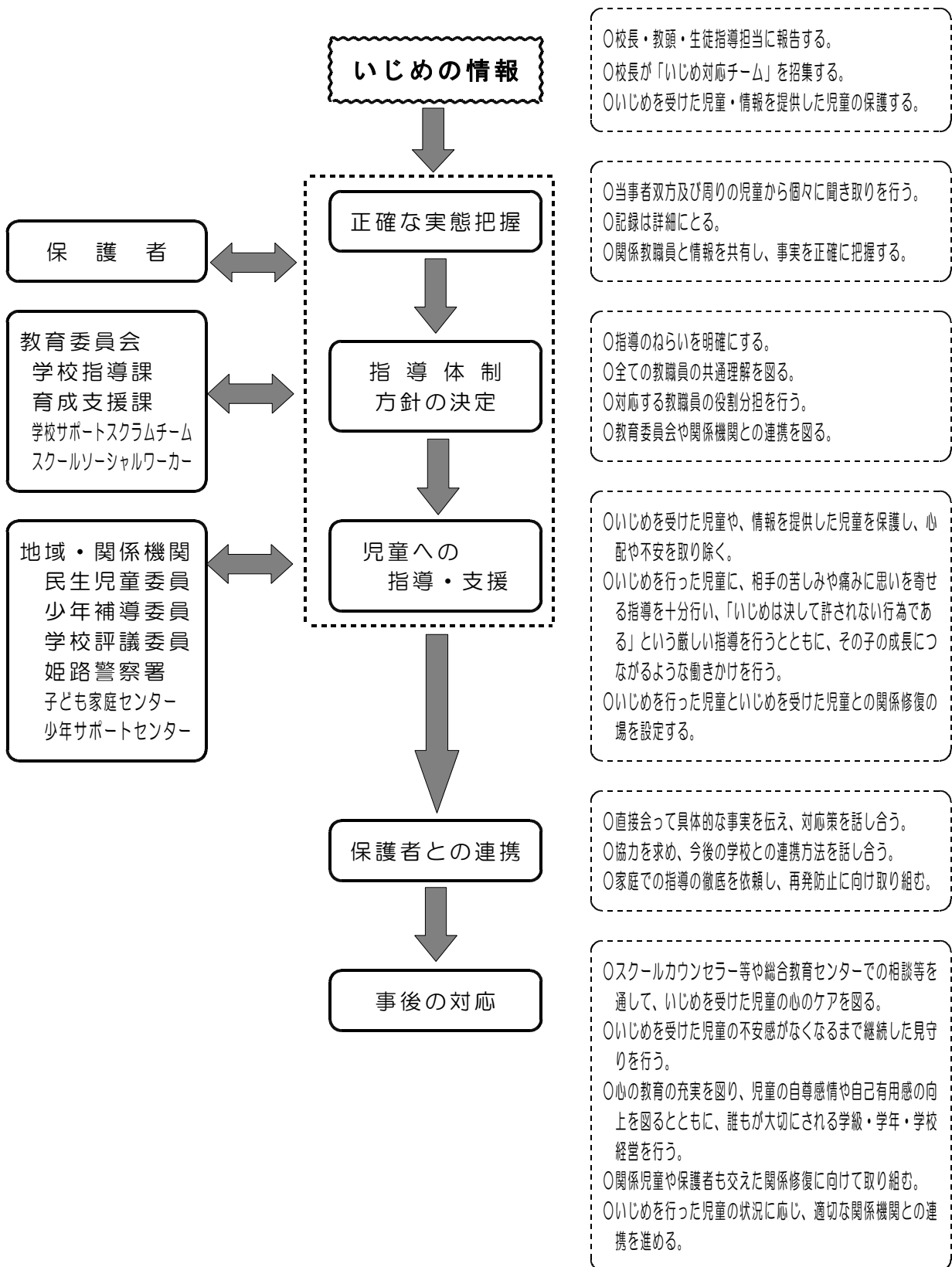
- ①町別児童会（休業中・下校後の生活）
- ②登下校指導（登下校中の実態）
- ③長期休業中の校外補導

【早期対応】

いじめの兆候を発見したときは、これを軽視することなく、早期に情報を収集し、

事実確認を行い、適切な対応を行う。いじめを受けている児童の苦痛を取り除くことを最優先に、迅速な指導を行い、問題解決に向けて、学年及び学校全体で組織的に対応する。

いじめの兆候を発見したときは、法第23条1項に基づき、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめの情報を得たときには、迅速にいじめ対応チーム等の校内組織に報告し、組織的に対応しなければならない。



6. インターネットを通じて行われるいじめへの対応

【教職員の指導力の向上】

- 教職員は、インターネットや携帯電話・スマートフォン、ゲーム機による通信等の特殊性による危険性（匿名性・被害の回復の難しさ・疎外の受けやすさ等）を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについてSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上を図る。

【実態把握・未然防止】

- 学校における情報モラル教育の推進を図る。
- インターネットを通じて行われるいじめへの対応について、児童および保護者への啓発を行う。
- 講師（昨年度は、県のサイバー犯罪対策本部に依頼）を招聘するなどして、インターネットや携帯電話・スマートフォン等の使用についての指導を行う。
(教職員・児童・保護者向け)
- 保護者に使用にあたってのマナーやルールづくりを依頼する。
- フィルターをかけて利用の制限を行うよう、保護者に呼びかける。
- インターネットや携帯電話・スマートフォン、ゲーム機による通信等の使用に関するアンケートを行い、児童の実態を把握する。

【早期発見・早期対応】

- 保護者と連携し、メールやLINE等を見たときの表情の変化や使い方の変化など、児童が発するSOSを見逃すことなく、目が届きにくいネット上のいじめの早期発見に努める。
- インターネットやソーシャルメディアを通じて行われるいじめを発見した場合は、資料・証拠の確保・児童からの聞き取り・書き込みや画像の削除等迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反などの事案については、警察等の専門的な機関と連携して対応する。

7. 家庭や地域社会との連携

(1) 家庭や地域への啓発

- ①保護者会や各種会合等において、学校におけるいじめの実態や指導方針について、情報交換、協議できる場を積極的に設ける。
- ②いじめの問題性や家庭教育の大切さについて理解の促進を図る。
- ③保護者会や学校便り、ホームページ等により、相談窓口や連絡体制の周知を図る。

(2) 家庭や地域からの協力

- ①大人が児童の悩みや相談を受け止めたり、大人同士が相談したりできるよう、PTAや地域団体とのネットワークづくりを行う。
- ②地域における「子ども見守り活動」やスクールヘルパー等の協力体制を構築する。

8. 関係機関との連携

○警察との連携

- ・ 刑罰法規に抵触する場合・児童の安全が脅かされている場合

○福祉機関との連携

- ・ いじめ問題の背景に養育状況等の家庭の要因が考えられる場合
- ・ こども支援課　こども家庭センター　民生委員・児童委員等

○法務局との連携

- ・ 「子どもの人権110番」をはじめ、人権相談窓口等の周知

○医療機関との連携

- ・ 外傷及び心的外傷が認められる場合

9. 重大事態への対処

①重大事態の意味

- (1) いじめより当該学校に在籍する児童の生命、心身または財産に重大な被害を生じた疑いがあると認めるとき。

心身または財産に重大な被害とは

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 金品に重大な被害を被った場合
- ・ 心身に重大な傷害を負った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

相当の期間学校を欠席するとはとは

- ・ 年間30日（1学期：10日　2学期：20日）を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校または教育委員会の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

※なお、重大事態への対処にあたっては、いじめを受けた児童や保護者からの申し立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

②教育委員会または学校による調査

(1) 重大事態の報告

学校が重大事態であると判断した場合は、教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。

(2) 調査を行うための組織

○学校が主体となる場合

- ・各学校に設置しているいじめ対応チーム等の校内組織を母体とし、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え調査を行う。
- ・教育委員会は、「学校サポート・スクラムチーム」内の「いじめ問題等支援チーム」を派遣し、適切な指導、助言、支援を行う。

○教育委員会が主体となる場合

- ・「姫路市いじめ問題調査委員会」が教育委員会の諮問に基づき調査を行う。

10. 年間指導計画

学期	職員会議・研修等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
1	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対応チーム会議 ・年間指導計画立案 ・職員会議 ・生活指導委員会 ・校内委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対応チーム会議 ・職員会議 ・小中一貫教育推進委員会 ・生活指導委員会 ・校内委員会 ・ライフスキル研修 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対応チーム会議 ・職員会議 ・生活指導委員会 ・校内委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対応チーム会議 ・職員会議 ・生活指導委員会 ・校内委員会 ・ライフスキル研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級開き ルール作り ・登校指導 ・保護者会における啓発活動 ・スクールカウンセラーによる教育相談 <ul style="list-style-type: none"> ・児童会集会活動 ・歓迎遠足 ・登校指導 ・運動会 ・ライフスキル(仲間づくり) ・スクールカウンセラーによる教育相談 <ul style="list-style-type: none"> ・児童会集会活動 ・登校指導 ・小中連絡会 ・いじめ実態調査 ・インターネット、携帯電話等実態調査 ・スクールカウンセラーによる教育相談 <ul style="list-style-type: none"> ・児童会集会活動 ・登校指導 ・個別懇談会(保護者) ・夏季休業日前生活指導 ・校区巡回補導 ・スクールカウンセラーによる教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・登校指導 <ul style="list-style-type: none"> ・登校指導 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ実態調査 ・登校指導 ・小中連絡会 ・インターネット、携帯電話等実態調査 <ul style="list-style-type: none"> ・登校指導 ・校区巡回補導
2	<ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫合同研修会 ・カウンセリングマインド研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・校区巡回補導 	<ul style="list-style-type: none"> ・校区巡回補導

月	職員会議・研修等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対応チーム会議 職員会議 生活指導委員会 校内委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 新学期学級指導 児童会集会活動 登校指導 校区ふれ合い作品展 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーによる教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> 登校指導 新学期学級指導 校区ふれ合い作品展
	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対応チーム会議 職員会議 生活指導委員会 校内委員会 小中一貫教育推進委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 児童会集会活動 登校指導 いじめ実態調査 ライフスキル <ul style="list-style-type: none"> (気持ちを伝える) ・スクールカウンセラーによる教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> 登校指導 いじめ実態調査
	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対応チーム会議 職員会議 生活指導委員会 校内委員会 ライフスキル研修 	<ul style="list-style-type: none"> 児童会集会活動 登校指導 小中一貫あいさつ運動 音楽会 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーによる教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> 登校指導 小中一貫あいさつ運動
	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対応チーム会議 職員会議 生活指導委員会 校内委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 児童会集会活動 登校指導 インターネット・携帯電話等実態調査 冬季休業日前生活指導 個別懇談会（保護者） 校区巡回補導 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーによる教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ実態調査 登校指導 インターネット・携帯電話等実態調査 校区巡回補導
3	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対応チーム会議 職員会議 生活指導委員会 ライフスキル研修 	<ul style="list-style-type: none"> 校区巡回補導 新学期学級指導 児童会集会活動 登校指導 ライフスキル（上手な断り方） <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーによる教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> 校区巡回補導 新学期学級指導 登校指導
	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対応チーム会議 職員会議 生活指導委員会 校内委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 児童会集会活動 登校指導 いのちの授業 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーによる教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> 登校指導
	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対応チーム会議 職員会議 生活指導委員会 今年度の反省と次年度の課題 	<ul style="list-style-type: none"> 児童会集会活動 登校指導 冬季休業日前生活指導 校区巡回補導 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーによる教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> 登校指導 校区巡回補導

◇◆教職員のいじめ対応チェックリスト◆◇

記入日 年 月 日 ()

子どもの変化を見逃さないために

〔自身の行動〕

- 子どもへ笑顔で積極的にあいさつしている
- 子どもの顔を見ながら出席確認をしている
- 連絡帳・生活ノート等を確認している
- 授業において子ども同士の話し合いの場づくりを心がけている
- 休み時間等も子どもたちと一緒にいるようにしている
- そうじの仕上がり（机の並び方、ごみの取り残し等）を確認している
- 休み時間、清掃時等に声かけ（チャンス相談）をしている

〔情報共有〕

- 子どもの話題を日常的に職員室で取り上げている
- 気になる子どもの情報を職員室で共有している
- 養護教諭と情報共有をしている
- スクールカウンセラーと除法共有をしている
- いじめに関するニュースや研修した内容等を、教職員同士で伝え合っている

〔子ども・保護者への対応〕

- 子どもの提出物や学習用具の忘れ物に気を配っている
- 子どもの体調（腹痛や頭痛等）に気を配っている
- 子どもの服装の汚れや破れ等に気を配っている
- 子どもの間のだま名や呼び方に気を配っている
- 子どもの不適切な発言を聞き流さず、その場で注意・指導している
- 子どもの給食の食べ残しに気を配っている
- 教室の子どもの机の中を確認している
- 子どものがんばりを伝える通信づくりをしている
- 気になる子どもの家庭への連絡や家庭訪問をしている

適切ないじめ対応のために

〔自身の行動〕

- 自校の「学校いじめ防止基本方針」の内容を理解している
- 「いじめ防止対策推進法」の定義に基づき、いじめられている子どもの心情に寄り添って、いじめを認知しようとしている
- いじめアンケートから明らかになったいじめに関する情報を把握している
- 自校でいじめ防止等のために行っている校内研修やOJT等の内容を日常の指導に活かしている

〔情報共有〕

- 校内いじめ対応チームのメンバーを知っている
- 日頃から管理職や同僚と報告・連絡・相談ができる関係を築いている
- 子どもの気になる様子を見聞きしたら、どんな小さなことでも学年職員や管理職等に報告している
- いじめアンケートの回答はその日のうちに確認し、他の職員と情報共有している

〔子ども・保護者への対応〕

- 子どもに対し、いじめは絶対に許せない行為であることを、各教科、道徳科、特別活動等を通して、計画的に指導している
- 子どもに対し、いじめなどの行為を見聞きした場合には、見て見ぬふりをせず、必ず教職員に伝えるよう指導している
- 子どもや保護者に対し、授業、保護者会、学校便りなどの多様な機会を活用し、いじめ防止のための取組を伝えている
- 子どもや保護者に対し、いじめ等についての相談は学校以外の相談窓口でも行っていることを伝えている
- 子どもや保護者に対し、いじめアンケートの結果について必ずフィードバックしている